

反戦情報

2018・1・15 No.400

2001年2月9日第3種郵便物認可 第400号
2018年1月15日発行（毎月1回15日発行）

「改憲が歴史的使命」と嘯く安倍政権と対決！



1月7日、東京都北区の「北とびあ・さくらホール」で行われた新春の集い／今年は改憲阻止にむけ、いよいよ正念場の年に

〈巻頭言〉 「嘯く」アベシンゾー	2	〈原発〉 火山大国日本はすべて原発立地不適地 —広島高裁、伊方原発3号機運転禁止決定—	14
〈首都圏から〉 安倍9条改憲NO！新春の集い —東京都「北とびあ・さくらホール」に1300人—	3	哲野 イサク 〈沖縄から〉 相次ぐ米軍機事故に高まる沖縄県民のいらだち —普天間基地の辺野古移設めぐり分裂する世論—	16
〈エッセイ〉 =『反戦情報』創刊400号記念= 世界終末時計の針、戻す努力を！	5	大堀 二郎 〈広島から〉 安倍9条改憲NO！3千万人署名へキックオフ —「九条の会・三原」が小森陽一さん講演会—	18
〈論壇〉 安倍改憲の四本柱を読む(2) —参議院選挙制度と改憲—	9	川合 明 〈映画の世界182〉 『トランボ ハリウッドに最も嫌われた男』 鈴木 右文	19

今号のメインタイトルに「嘯く」（うそぶく）という言葉をつかつた。ふだんあまり見慣れない漢字だ。辞書には、いろんな意味が示されているが、「大きなことを言う。えらそうなことを言う」（広辞苑）とある。ほかでもなく、安倍晋三首相のことだ。

昨秋の解散・総選挙の際に彼がつかつたのは「国難突破」という大仰な言葉だった。その「国難」の一つにあげたのが「北朝鮮の核・ミサイル開発」。日本列島のるか上空を通り越して太平洋の方に落下した北朝鮮ミサイル（勿論、もつと短距離の日本海に落下



年頭会見での安倍首相

したものもあるが）を「蒙古襲来」（元寇）よろしく「国難」といつて見せたときには、思わず吹き出しそうになつたものだ。本人は襲来を退けた執権・北条時宗にでもなぞらえたつもりだつたのか？ そのくせ、それを徹底的に利用して国民に危機感を煽り立て、とてつもない巨額の軍事費を計上しているのは誰なのか？ やれ「ミサイル防衛が必要だ」、「敵基地攻

はいつたい誰なのか？ 若者（に限らないが）の過労死があとをたたないのは何故なのか？ また、圧倒的に不足する保育園や託児所、またその劣悪な環境や条件を改善する事なく放置したまま、若者が働力が極限までり潰され使い捨てられるような事態を放置したの

ではない。「国難」といえば「外から降つてきた災難」といつた二ユアンスが含まれるが、若者の労働力が極限までり潰され使い捨てられるような事態を放置したの

けれども、各種世論調査で、「改憲に力を入れてほしい」という「国民の要望」の順位は低く下位が続く。それより、社会保障問題や経済活性化、雇用や労働条件の改善、育児や教育問題など、現在と将来の生活がまとめてできるようになってほしいというのが、大方の切実なねがいだ。「歴史的使命」といった大ボラを吹く前に、もし国民の生活に目配せをしたらどうか。

撃のための巡航ミサイルも必要」、「ステルス戦闘機やオスプレイも不可欠」、「小型空母なら保有できる」等など、「専守防衛」の「国是」はどこへやら、血税を湯水のよう

に軍事費に注ぎ込もうとしているのだから、質が悪い。米日の軍産複合体の北叟笑みやトランプの高笑いがきこえてきそうだ。

「少子高齢化」も「国難」らしい。その「国難」も今に始まつたこと

頭、自民党仕事始めの会合で飛び

〈巻頭 言葉〉 「嘯く」アベシンゾー

結婚し世帯をもつて子どもを生み育てることがいかに困難か、シンゾーは考えたことがあるのだろうか？ 「国難」という大仰な言葉に、他人事のような「無責任さ」の響きを感じるのは筆者だけではあるまい。

けれども首相の自意識過剰のホラ吹きぶりは、なかなかとまらない。今度は「歴史的使命」だ。年

1機百数十億円もするような最新鋭「ステルス戦闘機」部隊の整備や2000億円を超えるミサイル防衛システムの導入で「国民の生命・財産を守る（？）」前に、そのための税負担や低賃金で国民生

活は疲弊してしまった。シンゾーには一刻も早く、「歴史」の「表舞台」から消えてほしい。それが国民の切なる願いだ。

安倍9条改憲NO！ 新春の集い

— 東京都「北とぴあ・さくらホール」に1300人 —



熱氣に包まれる会場

正月休暇あけの1月7日、「戦争止めよう！ 安倍9条改憲NO！ 新春の集い」が、全国

委員会の共催で、都内北区の「北とぴあ・さくらホール」でおこなわれ、都内外から1300人を超える人々が参加した。

安倍晋三首相が年内の9条改憲国会発議のかまえを強調するなかでおこなわれたこの集会は、「9条改憲阻止」の決意を固めあう新たな年の出発点となつた。

冒頭、主催者挨拶にたつた「安保関連法に反対するママの会」の長尾詩子氏（弁護士）は、昨年安倍首相が党利党略から断行した衆院解散・総選挙で、急遽たちあげられた「立憲民主党」が野党第一党となり、かろうじて「最悪の結果」を免れたのは、紛れもなく、

市民アクションと総がかり行動実行委員会の共催で、都内北区の「北とぴあ・さくらホール」でおこなわれ、都内外から1300人を超える人々が参加した。

安倍晋三首相が年内の9条改憲国会発議のかまえを強調するなかでおこなわれたこの集会は、「9条改憲阻止」の決意を固めあう新たな年の出発点となつた。

ここにいるみなさんも参加された2015年の戦争法案に反対する国会前行動での市民運動があつたからだと指摘、「今後も野党再編の動きなどがあるかもしれないが、野党を動かしているのは政党間の駆け引きなどではなく、市民の声だということを新年の最初にみなさんと確認したい」とのべ、割れんばかりの拍手を受けた。そして、自衛隊明記9条加憲論の危険性を訴え、安倍首相が狙う改憲国会発議の策動をまずは阻止するため、自民党や公明党内の改憲慎重派をも反対派に変える努力を惜しまず、3000万人署名を成功させようと訴えた。

ミニトークをおこなつた俳優の松尾貴史氏は、「ここ数年、世の中の空気が嫌になってきた」「気がついたら一色の空気になつていかねないよ

うな、気持ちの悪いものを感じる」と述べた。改憲問題については、「権力者をしばる憲法を、一番の権力者が変えたい」ということがおかしい」「少なくとも、国民の側から出てくるべきだ。改憲派が『何も変わらない』というなら、何も変えなくていい。憲法をいたずらに変えようといふやり方には賛同できない」、「私は憲法を応援する」「改憲にしても、国民の権利がより強く保障されるような『改正』ならば賛成だが、今、権力を持つている人たちにそれができるとは思っていないので、変えられたくない」と話して拍手喝采を浴びた。

「安倍9条改憲の危険性」と題す

る講演をおこなつたのは、東京大学の石川健治教授（憲法学）。同教授は自衛隊を9条に書き加える「加憲」論は「心配ない」「何も変わらない」



件を機に軍部が暴走し10年で日本を破滅させた。

敗戦で君主主義・軍国主義・植民地主義は徹底批判され、それが憲法9条に結実したが、それが戦後70年間、自由を保障する仕組みとして憲法に内蔵された。今、生まれている改憲論は君主主義・軍国主義・植民地主義の復活を目指すもので、改憲と同時に、立憲主義を排除する。これではまた国は滅ぼされる」と、改憲論の危険性を指摘。〈自衛隊は法律的には正統性を付与されているが憲法的には正統性はない。9条加憲論は、自衛隊に憲法的正統性を付与するもので、軍に対する政治のコントロールがなくなる。それで自由を剥奪されたのが戦前の経験だ〉と警鐘を乱打した。〈外国からの攻撃や経済的困難を前にして自由もクソもないだろう、といった考え方も出てくるかもしれないが、戦前はそれで自由を奪われた。哲学者ニーチェの言葉に、「怪物と向き合う時、自分が怪物にならないよう」い軍拡をおこなつたが、戦前の明治憲法下の日本は立憲君主主義、立憲軍国主義、立憲植民地主義の道を走り、1935年の『天皇機関説』事

る「高度国防国家」だ。彼らを目的にして、われわれ自身が怪物になつてはならない」とのべた。

野党各党代表挨拶で日本共産党的に小池晃・書記局長は、安倍首相が年頭会見で改憲への執念を見せていることに「安倍首相が、改憲が歴史的使命というならそれを阻止することが市民と野党の歴史的使命だ」と強調、「安倍首相が憲法9条に書き込まれたと、改憲論の危険性を指摘。〈自衛

市民によるリレートークでは、「安倍政権にNO! 東京地域ネットワーク」、「総がかり取手行動」、「オール埼玉共同行動実行委員会」、「横須賀市民九条の会」の代表が発言にたつた。同九条の会代表は、安保法制廃止をめざす「横須賀ALL'S」の「自衛隊を戦場に送らない」という毎週の制約もなく海外で戦争する国になつてしまふ」とのべ、3000万人署名の闘いを一緒にやってゆこうと訴えた。

市民によるリレートークでは、「安

倍政権にNO! 東京地域ネットワーク」、「総がかり取手行動」、「オール埼玉共同行動実行委員会」、「横須賀市民九条の会」の代表が発言にたつた。同九条の会代表は、安保法制廃止をめざす「横須賀ALL'S」の「自衛隊を戦場に送らない」という毎週のスタンディングが129回になり、「自衛官も日礼して通る」ようになつたと報告、「このつみ重ねの上に3000万人署名をしていく」と決意を表明した。

立憲民主党の福山哲郎・幹事長は、同党が野党第一党になつた昨年の衆院選の結果について、その土台に安保法制反対に起ち上がつた多くの国民の運動があり、安倍政権の乱暴な国会運営に対する怒りや不満があつたと述べ、「市民と野党の共闘」の重要性を強調、「安保法制を追認するような9条3項の自衛隊明記は反対だ」と表明、改憲発議にも反対する姿勢を明らかにした。

（編集部）

自由党の青木愛・参院議員は「立憲主義を否定する安倍首相のもとでの憲法改正は全く認める事はできない。断固反対の立場で皆さまと力をあわせる。今年は日本にとつて分かれ道になる。力を合わせて頑張っていきたい」と決意を表明した。

世界終末時計の針、戻す努力を！

石田英敬

●真夜中が来るまえに…

時計の針は真夜中までまもなく2分を切らうとしている。いや1分半か、暗闇の中なのでわからない。去年の1月に2分半を指したのを最後に、だれかがその時計の針の進み具合をみたという知らせはない。しかし、それは、ほほ確かだ。ひょっとすると1分を切っているのかもしれない。2分半が指されたのは去年で、トランプが米大統領に就任した昨年

の1月20日だったから、その後の世界の動きを見れば明らかだ。「世界終末時計」のことだ。

その時計針があと2分まで進んだのが1962年10月のキューバ危機のとき。いまの危機は、それより遙かに危ない、予測不能のなかにある。なにしろ、ケネディにせよ、フルシチヨフにせよ、まともな理性の持ち主だった。知能指数も高かつただろう。だが今回はちがう。なしにしる、ケネディとトランプ、フルシチヨフとキムとは比較にならない。最悪の知性の持ち主たちにこの世界の運命が委ねられてしまっているのだ。

1962年のキューバ危機当時、日本の首相は池田勇人だった。彼は「寛容と忍耐」（宮沢喜一と大平正芳の発案）を掲げ、前年にはケネディと会談して「日米イコール・パートナーシップ」を打ち出し、11月に



石田英敬氏

キューバ危機当時、世界では誰もが戦争の惨禍を生身で体験したばかり

は非公式来日した朴正熙^(ハクチヨン)と会談して日韓関係正常化へ踏み出し、また62年の9月には松村謙三自民党顧問が周恩来と会談して日中関係正常化で合意していた。

いま日本の首相はアベ・シンゾーだ。トランプにもキムにも劣らない最低知能の持ち主だ。トランプとともにしきあえる最低知能レベルの指導者は、いまの世界にはアベぐりしか見つからない。だからトランプはアベの仲良しだ。そのせいで日本人たちは世界の笑いものになつてゐる。世界終末時計が2分を切らうとしているいま、アベが気持ちのわるい笑い顔でトランプとゴルフしているのをテレビでみていて、この国の民は恥と思わないのだろうか。

いまこの国の人びとは知らないのだろうか。考えないのだろうか。こんな愚かな指導者たちにこの世界の運命を委ねておいて大丈夫なのだろうか。こんな危なっかしい気まぐれな人物たちが、まつとうな決断をすることがまつたく確かとはいえない、と思わないのだろうか。それほど、

この世界の「ことなじみ」でもいいと、今まで大丈夫だったのだから、これからも大丈夫なのだと安心しているのだろうか。世界はいまどんなんばかりにでも世界の命運をまかせることができるところ、セリ上げゲームを繰り広げている。どうまでバカになれるかを競い合っている。

時計は真夜中まであと1分ちょっと

としかない。まず、やらなければいけないのは、とにかく、事故的な暴発を遠ざけることだ、そう専門家たちも言っている。その事故的な暴発を遠ざけることだ。その危險を

ちょっととした誤解や挑発から大戦争

にいたる危険のことだ。その危険を

そのまま取り除くべきだ。20秒でも30

秒でも時計の針を戻させることだ。

そのためには、トランプという大バ

力者とアベという腰巾着は危険だ。

なにしろ、「おれのモノはもっと大き

くてよく効くんだけ!」なんて挑発

を重ねている大バカ者だ。ぜひ余計な危険なことはやめてもらう必要がある。アベがいなくなるだけで数十

秒は秒針が戻るかも知れない。トランプがいなくなればもとと何分も世界の終末は遠ざかる。

それでは北朝鮮はどうするのか?

つて。それは、正直私も分からな
いよ。こうすればいい、つて分かる
ひとはないと思う。何をしてはい
けない、つて分かることはあっても、
何をすればいいかが分からないって
いうことは、この世界にはよくある
ことだ。巨大な武器を手に、半島に
立てるつもり、自國の民や隣人を人質
にとって、世界を道連れにするぞ、
って脅しているヤツに、どう対処し
たりいいのか? それは、人質事件
と同じなのではないのかな。ます、
対処する側が冷静にならなければ
いけない。相手にもまず落ち着け、つ
て氣分を落ち着かせる。それから説
得に時間をかける。もちろん、いざ
というときには対応をとれるように
できるだけのことをする。架入した
り、狙撃したりして解決する必要が
あるという意見もあるだろう。でも、
それはリスクが大きすぎるから、こ
れまで取られなかつた選択肢だつた
わけだ。いまは、そのリスクはそれ
が検討された当時よりもっと飛躍的
に大きくなっているわけだよ。

計な挑発はやめなさい、という。韓
国と関係を強め、中国とロシアとも
意思疎通を強める。それも時間をか
けて知恵をしぼつて、時計の針を少
しづつ後ろに戻す行動をおこなう。
それしかないとんじやないの?

あんな独裁国家は一刻も早く消え
てなくなつてほしい、と誰もが思う
と思う。独裁体制は一刻も早く消え
てほしい、とぼくも思う。でも、そ
の国の住人まで消えてもいいといふ
戦争による解決には絶対反対だ。そ
れは解決ではない。ヒロシマ、ナガサ
キを想い出せ! 日本軍国主義は倒
されねばならない。だが、ヒロシマ、
ナガサキが許されてよいはずがない。
とにかく、いまドンパチしかねな
いというアメリカの大バカ者とその
尻馬に乗っている醜いおバカには早
く退場してほしい。民主主義の国に
は少なくとも制度的にそれが可能だ。
だからアベを倒すというのは、この
国の国民のすべき、また、できる平
和のための仕事なのです。

●夜明けは当分来ない のだから…

党が落とし穴に真っ逆さまに落っこ
ちて、この国の政治からは野党が消
滅した(共産党を除いてはね)。共産
党については、いまのぼくはいい印
象を持っている。いま一番頼りにな
る野党の政党。なんといっても国会
での議論とか見ればわかるように、
情報収集能力がとても高いし、議員
たちの一人ひとりの知的レベルが高
い。そして自分たちも変わろうとし
ている、進化しようとしているのだ
な、と見てている。今の世界で共産党
が進化しようとするところには、いろ
んな難しさがあると思うのだが、せ
ひ頑張つてほしいなと思っている)。

タヌキが踊るのは月夜だが、野党
が落ち込んだ暗闇は深くて、野党に
とっていまは無明の夜だ。視界はな
い。展望もない。真っ暗闇で、右も
左も分からない。前も後ろも方角が
分からぬ。漆黒の闇の中だと、自
分の四肢さえ覚束ない。手足さえ見
えない。意識では身体を確認できな
いから、自分で手足を触つてみると
外ない。

だから、野党はまず自分の政治意
識としての身体から確認していくこ
とから始めないといけない。自身の
政治としての意識がどんな姿をして

いるのか、それを確認する」とから始めるしかない。自分の手で体を触って自分の政治身体がどんなものなのか、脚を触り、顔にふれて、どのように歩み出すのか、どちらの方角へ体を向けていくのか、穴ぼこに落ちて意識を失っていた人間が、暗闇の中で意識を取り戻して起き上がり、歩き始めようとする姿を思い浮かべてほしい。

人の「身体の成り立ち（体質とか体格）」のことをフランス語ではconstitutionと言つたが、そのもとのフランス語の意味は、「制度を制定したり組織を設立したりする」とで、「体質や体格」よりもえに「憲法」を意味する言葉だ。ええと、知っているかな、近代にこう日本語の「憲法」のフランス語[constitution]の訛語なんだよ。だから、政治の身体を立て直す、というのは、ある政治意識の「体質・体格」を再定義するのじで、「立憲」することを意味するわけなんだ。だから、穴ぼこに落ちて氣を失った政治勢力が、起き上がるときに「立憲」という名前を付けたことに理由があると思うし、枝野たちはやっぱりセンスがあったのだと思うのだね。

それまた話は長くなるのでこのでは書かないが、ようするに、いまの政治制度が小選挙区制という「じかさま」のシステムで、わいじ「野党も「政権」という権力資源に目が眩んでからだ。「いかさま」で政権をとろうなんて考へたから、罰が当たつたわけだ。

でもね、いまこの国で政治意識が成り立つ条件は大きく変化してきてると思うんだ。もうだれも、自分は左だと右だと、リベラルとか保守とか思っていないと思うよ。自分は市民だとも、労働者だとも思っていない（ほんの僅かなパーセンテージの「信仰」や「使命感」や「固定観念」をもつ人ひとを除けばね）。それにはそれで、過去何十年もかけて進んできた大きな社会変化がある。ところが、政治はずつといまで間違ったマップをもつて続けられてきた。いまでもそのマップで続けてるのだが、「共に社会で生活する人ひとが、「共に社会である」とこの意識を表現できるようなものでなければならぬ」と思う。それはとても難しい」とだ。「共に社会である」とことがとても難しくなつて、それが今の世界だからね。なぜなんだね。それで、そうじゃないマップというものがときどき提案され

なぜ、野党がタヌキの落とし穴に落ちる顛末にいたつたかといふと、いろいろへんてつな名前の党が出ては消えてきたわけだね。むかし、銀行が再編されたときも、トマト銀行とかさくら銀行とか、いい加減な名前の銀行がいっせいに出来た時代があつたのを思い出そう。

でね、そういう思いつきの「政界再編」「マップとかじゃなくて、「社会」のマップをもとにした「政治意識」のマップを手にして、新しい政治勢力が必要なんだね。なぜかといふと、いま生まれつある「社会意識」を代表する政治勢力が不在だからだ。新しい社会のマップなんて、いつも嘘うそい、「偽マップ」が出回っているから、そうではなくてね、その「社会マップ」は、本当に「社会」を必要としている「問題」のマップというようなものをふまえないと、いけない。そして、社会で生活する人ひとが、「共に社会で生活する人ひとが、「共に社会である」とこの意識を表現できるようなものでなければならない。そして、社会が移行すれば、経済を社会化できるというのが社会主义の考え方だたわんだ。

商品を生産するだけの19世紀の産業資本主義では、市場が飽和すれば資本主義は恐慌に陥る。そのとき生産手段を社会化して、働き手が必要な分、商品を生産できる計画経済に移行すれば、経済を社会化できる。これが社会主义の考え方だたわんだ。

商品を生産するだけの19世紀の産業資本主義では、市場が飽和すれば資本主義は恐慌に陥る。そのとき生産手段を社会化して、働き手が必要な分、商品を生産できる計画経済に移行すれば、経済を社会化できる。これが社会主义の考え方だたわんだ。

欠乏の時代にはそれも必要だったかもしない。しかし、それは長続きせず上手くいかなかつた。なぜって、生産も設備投資も消費もすべて「計画経済」ということでは、すべて同じ党が管理する体制だからね、とんでもない官僚制と独裁国家が出現する。じつさいそうなつたことは皆さん歴史を知つてのとおり、社会主義経済は必然的に独裁国家をつくるんだ。

のほどの長くなるかい、全部はこのでは書けない。

そこで、たとえば、なぜ20世紀には資本主義が勝利し社会主義が敗北したかを考えてみよう。それは20世紀のアメリカの資本主義がマルクスが描いたような19世紀ヨーロッパの資本主義とはちがつて、消費を生産できる資本主義だったからだ。

20世紀のアメリカ資本主義では人びとは「消費者」になった。これが、フォーディズムや、ハリウッドの映画やレコードやラジオやテレビのような文化産業や、広告やPRのようなマーケティング技術が可能にした20世紀型のアメリカの資本主義だった。これは歴史の必然だったんだ。そしてその歴史の法則どおりに冷戦はアメリカの勝利によって終結した。なぜそうなったかといふと、アメリカ型の資本主義は、「消費を生産する資本主義」だったからだ。

労働者を消費者にすることがフォードの自動車産業の本質だった（なぜなら、労働者が消費者になれば、車を作ると同時に買ってもらえるからね）し、ハリウッドやマーケティングは消費の夢をつくる」としてひとの欲望を生産して人びとを「消費者」という意識に変えた。「消費者」も「企業」も「プライベート」に生きる存在なので、「社会」はいらない。自分が生活手段を稼ぐために「労働」する「会一社」「社一会」ではなく、商品を買う「会一社」があれば生活が成立する。「社会」のための「政治」など必要ないのだった。それで、社会が「脱政治化」した。みんなノン

ボリ」になった。政治なんて考へない、とう生活がデフォルトになった。ところが、そんな資本主義の段階もとうに終わってしまった。

例えはね、いまはテーラー主義（編

注：労働者の作業のムダを徹底排除する「科学的」管理方法の追求）とフォーディズムとハリウッドとマーケティングのアメリカ型資本主義や、ケインズ主義や社会民主主義の福祉型国家の時代でもなく、それらの経済が成り立たない資本主義の段階に来てしまった世界だからね。そ

う、いまは、お金や会社を売り買ひする」とによって成り立つ金融資本主義や世界的なリアルタイムの安い労働力の分業によるポスト・フォーディズムや、生産は後進地域に任せ知的所持権を売り買ひする」として成り立つ情報資本主義の時代だからね。

じゃ、どうしたりいいんだつていことになると、政治の处方箋を書くのは本当に難しじ。「分厚い中産階級」の社会を取り戻そうなんていうことをいつているひともいるけど、時代錯誤だね。それは幻想にすぎない。今の経済では、社会民主主義は成り立たないのだ。福祉国家も成り立たない。少なくとも今までの形はありえない。

この今の資本主義は、世界レベルで政府ができなければ「ントロールできないのではないかな。だから世界のみんなで事にあたらないといけないのに、ところが、愚かな」といふことだ。それで、「共に社会である」ということを再発明する」とだ。

核戦争の終末時計も、地球の終末時計も、経済社会の終末時計も、人間精神の終末時計も、真夜中にも近づいてしまったんだよ。

だったら、やる」とはきまつていい世界はどんどん逆の方向に向かっていいる。これもみんなが知つてのどおり。だから、核戦争の終末時計だけではなくて、地球の終末時計も真夜中に近づいているし、経済の終末時計も真夜中に近づいている。

「政治」で「国」を変える」ことが、ほんとうに難しくなってしまっている。でも、それが必要になつた時代が今だ。

それで、世界では人びとが、虚無にのみ込まれていつてしまつていて、だからテロも起つるし、いろいろなかたちの自殺が起つていて。でも、あきらめたら終わりだ。

まずやるべきことは問題マップをつくることだ。なぜこんな世界に迷い込んだのかをみんな勉強し直すことだ。できるだけ正確な地図をつくることだ。それで、「共に社会である」ということを再発明する」とだ。

それでね、「消費者」でいられればハッピーとか、会社に勤めていられれば幸せになれるという時代も過去になつた。会社が福祉を補助してくれたり、国が保障してくれたりも、もう成り立たない。もう誰もノンボリではないんだよ。

それで、「共に社会である」といふ

それで、どうしたりいいのかつて？ ほんとも、こうすれば解決す

るなんてアイデアはもちろん思いつかないよ。

いいたいのは、夜明けは当分来るんだよ、という」とだ。

それで、世界では人びとが、虚無にのみ込まれていつてしまつていて、だからテロも起つるし、いろいろなかたちの自殺が起つていて。でも、あきらめたら終わりだ。

まずやるべきことは問題マップをつくることだ。なぜこんな世界に迷い込んだのかをみんな勉強し直すことだ。できるだけ正確な地図をつくることだ。それで、「共に社会である」ということを再発明する」とだ。

核戦争の終末時計も、地球の終末時計も、経済社会の終末時計も、人間精神の終末時計も、真夜中にも近づいてしまつたんだよ。

だったら、やる」とはきまつていい世界はどんどん逆の方向に向かっていいる。これもみんなが知つてのどおり。だから、核戦争の終末時計だけができるところから、少しでも戻す努力をする」とだ。

反戦情報400号 おめでとう！ がんばつたね。

（いしだ ひでたか／東京大学 大学院・情報学環教授）

安倍改憲の四本柱を読む（2）

—参議院選挙制度と改憲—

永山茂樹

(前号からつづく)

三、参議院選挙制度と改憲について

するためには、各都道府県から参議院議員を最低一名選出することを憲法に書きこむこと。以下、最低一名制とする)をとりあげる。

今回は、参議院選挙制度改憲(参議院選挙のいわゆる「合区」を解消

日本国憲法

一四条一項 すべて国民は、法律の下に平等であつて、人種、

信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

四三条一項 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

四四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはな

らない。
四七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定め

る。

九二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

公職選挙法

一四条 参議院(選挙区選出)議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第三で定める。

公選法別表第三(二の都道府県の区域を区域とする参議院議員の選挙区)

(旧規定)
鳥取県2人／島根県2人／徳島県2人／高知県2人

(新規定)
鳥取県2人／島根県2人／徳島県2人／高知県2人

鳥取県及び島根県2人／徳島県及び高知県2人
1. 最低一名制とはなにか

(1) 参院選挙における合区導入までの経緯

二〇一〇年実施の参院通常選挙で、投票価値の較差は最大五倍を超えた。最高裁は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至つていたとして、違憲状態の判決を下した(一二年一〇月一七日)。さらに一三年に実施された通常選挙でも、最大較差は四・七倍を超えた。最高裁は再び、違憲状態の判決を下した(一四年一月二六日)。

注目されるのは、両判決とともに、投票価値の較差が違憲状態に達したこと認めただけでなく、都道府県





が「二十県十合区を含む十二増十二減」案を、それぞれ公選法改正案としてまとめ、国会に提出した。けつぎょく一五年七月、四県二合区案が国会で成立した。

こうして鳥取及び島根、徳島及び高知では合区となつた。改正前に各県二名（改選一名）だつた定数が、二名（改選一名）になつた。また八都道県では、定数が改められた。

かるべき形で改める立法措置を講ずるよう求めた点である。ある制度を憲法的に評価するにとどまらず、特定の改善方法を（いわば政策的に）提示するのは異例のことである。投票価値の較差を適切・迅速に是正しない立法府にたいする、司法府がいだく強い不信感のあらわれだろう。

参院では一三年から選挙制度協議会を設置し、参院選挙制度について協議をおこなつた。一五年六月には、自民・維新などが「四県二合区を含む十増十減」案を、公明・民主など

を単位とした議席配分をおこなう選挙制度がそのような較差を生み出す原因であるとしたうえで、それをしきるべき形で改める立法措置を講ずるよう求めた点である。ある制度を憲法的に評価するにとどまらず、特定の改善方法を（いわば政策的に）提示するのは異例のことである。投票価値の較差を適切・迅速に是正しない立法府にたいする、司法府がい

（2）合区に対する反対と解消論

一六年には、あたらしい公選法によるよう求めた点である。ある制度を憲法的に評価するにとどまらず、特定の改善方法を（いわば政策的に）提示するのは異例のことである。投票価値の較差を適切・迅速に是正しない立法府にたいする、司法府がい

た。改選前に各県二名（改選一名）だつた定数が、二名（改選一名）になつた。また八都道県では、定数が改められた。

一六年には、あたらしい公選法によるよう求めた点である。ある制度を憲法的に評価するにとどまらず、特定の改善方法を（いわば政策的に）提示するのは異例のことである。投票価値の較差を適切・迅速に是正しない立法府にたいする、司法府がい

た。改選前に各県二名（改選一名）だつた定数が、二名（改選一名）になつた。また八都道県では、定数が改められた。

二〇一七年九月には、合区とされた四県に加え、将来的に合区の対象となる可能性のある一五県を合わせた自民党県支部連合会幹事長の連名で、党総裁らにたいし「合区の解消について（申入れ）」が提出された。

そこでは「最低で各県から一人の代表を出すことができるよう、危機感と責任感を持って取り組まれること」（これは立法措置の問題である）とならび、「憲法改正を含む擬態的な合区解消策やその行程等を早急に示し、次期参院選までに合区解消を確実に図ること。」（これは改憲への言及である）が明記された（傍線は引用者。以下、同）。

また全国知事会「参議院選挙における合区の解消に関する決議」（一六年七月二九日）では「今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において抜本的な見直しが規定されていることもあり、合区を早急に解消させる対応が図られるよう求める。また、同時に将来を見据え、最高裁の判例とともに（そして弊害の検証がおこなわれるうちに）、党内外からただちに踏まえ憲法改正についても議論すべきと考える。」とした。さらに全国知事会「国民主権に基づく眞の地方自治の確立に関する決議」（一七

年七月二八日）は、「平成三一年の参議院選挙に向け、『合区問題』の抜本的解決策の結論を得、早急に示す」ことを求めた。

自民党の改憲案はなお成案ではない。しかし自民党改憲推進本部が示す「憲法改正に関する論点取りまとめ」（二〇一七年一二月二〇日。以下、論点取りまとめ）がもつとも有力だろう。以下、合区解消と最低一名制に言及した箇所を引用しよう。

両議院議員の選挙について、一票の格差（人口比例）への対応により行政区画と選挙区のずれが一層拡大し、地方であれ都市部であれ今後地域住民の声が適

切に反映されなくなる懸念がある。このため四七条を改正し、

①両議院議員の選挙区及び定数配分は、人口を基本しながら、

行政区画、地勢等を総合勘案する、とりわけ、②都道府県を基

本とする選挙制度を維持するた

め、参議院議員選挙においては、

半数改選ごとに各広域地方公共

団体（都道府県）から少なくと

も一人が選出可能となるように

規定する方向でおおむね意見は

一致している。同時に、その基

盤となる基礎的地方公共団体

（市町村）と広域地方公共団体

（都道府県）を九二条に明記す

る方向で検討している。

2. 最低一名制の改憲

最低一名制改憲について、手続面と内容面にわけて検討しよう。

(1) 手続的問題① 合区の

弊害はまったく検証されていない

あわせて、(a) 合区の解消と (b) 最低一名制の導入は本来別の問題であるということを指摘しよう。たとえば「合区を解消したうえでの、非最低一名制」もありうるはずだ。に制の導入のような単純化に陥っている。この点は、内容面を検討するなかでとりあげよう。

一連の経緯からあきらかだが、議論は二〇一五年の公選法改正、一六

では、あまりに「お気軽に」しては、これは憲法改正の議論ではない。これは憲法改正の議論としては、あまりに「お気軽」だ。

いうまでもなく、憲法は国の最高法規として、法律をはじめとした他の法規の基本になる。また国家権力を拘束するという重要な役割をもつ。こういったことから改憲手続は明文上困難なものにされている（九六条。すなわち硬性憲法）。改憲はどうしても改めなければならないばかりに限るべきだ。

しかし合区によつてどのような弊害が生じたのか、具体的に検証した形跡はない。「地域の声が国政に届きにくい」といつた不満は、観念的にすぎる（注1）。

あわせて、(a) 合区の解消と (b) 最低一名制の導入は本来別の問題であるということを指摘しよう。たとえば「合区を解消したうえでの、非最低一名制」もありうるはずだ。に制の導入のような単純化に陥っている。この点は、内容面を検討するなかでとりあげよう。

(3) 内容的問題① 投票価値の平等が犠牲になる

立法府はYを改めるべきで（この義務が法的義務かそれとも政治的義務か、意見がわかるが）、また行政府はYの運用をできるだけ控えるべきである。

ここで立法府がYの改正を先延ばしし、その間に実質的にYと同内容のZを憲法に加えたならどうなるだ

(2) 手続的問題② 特定の判決を無効化するための改憲である

この改憲は、地方自治条項などの改憲へ当然波及する。しかし主たる狙いは、都道府県単位の議席配分を改めることを求めた二つの最高裁判決を覆すことにある。

しかし特定の判決を狙い撃ちにした改憲で違憲判決を覆すというの

は、「法の支配」（そこには、憲法の最高法規性と違憲審査制が含まれる）のもとで、適当とは言い難い。

もしこれが許されるなら、政治的多

数派は、憲法に日常的にチャレンジしてよいことになる。この点を少し一般化して説明しよう。

もし最高裁が「憲法Xと法律Yとは矛盾する」と解釈して判決Aをくだせば、違憲の法律Yは無効となる。

立法府はYを改めるべきで（この義

務が法的義務かそれとも政治的義務か、意見がわかるが）、また行政

府はYの運用をできるだけ控えるべきである。

ここで立法府がYの改正を先延ばしし、その間に実質的にYと同内容のZを憲法に加えたならどうなるだためしに合区を設けた四県と神奈川県（改選四名）との投票価値を比較

ろう。それでもXが削除されないかぎり、XとYとの矛盾は残る。だがZとYとは整合的である。そうなれば次の判決Bは、法律Yを無効としないだろう（注2）。つまりこの状況下で、Zは、XとYとの矛盾を隠し、判決A（違憲判決）の効力を失わせることになる。

違憲審査制度のもとで、政治部門（国会・内閣）は、司法部門（裁判所）との間に憲法解釈上の違いがあるとき、後者の判断を受容すべきだといわれる。しかし最低一名制改憲をめぐる策動が成功するならどうか。政治部門は、憲法とそれにに基づく司法部門の判断に堂々とチャレンジしてよい、と励まされるだろう。

合区は、投票価値の不平等を問題視する最高裁判決に対応した、いわば苦肉の策だ。したがつて合区を廃止し、該当する四県に改選一名ずつの議席を再分配したばあい、必然的に投票価値の不平等は拡大する。

ためしに合区を設けた四県と神奈川県（改選四名）との投票価値を比較

してみよう。一六年通常選挙時点の有権者数・議員数で投票価値の較差を計算すると、合区をしなかつたばあい二・九〇倍から三・九一倍なのにたいし、合区をしたばあい一・四八倍から一・七七倍におさまる（図1）。

投票価値の較差が三倍超というのは、許容できないだろう。法の下の平等という原則をこれほど犠牲にしてまで、最低一名制度を導入する意味はない。

また論点取りまとめは、四七条を改め、両議院の議員選挙（つまり衆院もふくめて）は「人口を基本とした行政区画、地勢等を総合勘案する」というように、選挙制度・投票価値の平等に関して、国に広い立法裁量を認める。このことは、投票価値の平等をもとめる立法運動・裁判運動にも悪い影響をもたらすだろう。

（4）内容的問題② 論点をすりかえている

関する決議」（知事会）も、「我が国が直面する急激な人口減少問題をはじめ國のあり方を考えていくうえでも、多様な地方の意見が、国政の中で、しっかりと反映される必要がある」とことを指摘した。

しかしこれは合区にたいする批判ではあるが、「各県最低一名の参院議員を選出すればよいのか」という問い合わせには答えていない。

多様な意見を国政に反映させるなら、地域内の多様な意見を反映させねばならない。しかし県で一名の議員を選出すれば、当該地域の多様な意見の多くが切り捨てられる。これは衆院小選挙区制が、与党に得票割合以上の議席を与えることと似ている。

つまり改憲論は、合区批判を最低一名制論にすりかえ、「多様な意見の反映」という名のもと、「特定の意見のみを反映させる」仕組を導入・固定化しようとしている。

（4）内容的問題② 論点をすりかえている

（5）内容的問題③ 参院議員はバラマキ政治の窓口になる

なんのための最低一名制か。論点取りまとめは、「地方であれ都市部であれ今後地域住民の声が適切に反映されなくなる懸念」という。また「参議院選挙における合区の解消に

うな連邦制国家にある。だが連邦制をとらない国で上院を地域代表とすることは必ずしも普遍的ではない。論点取りまとめでは、四三条改憲もあげられていない。しかし最低一名制改憲にともない、「全国民の代

表」（四三条）は、「全国民の代表ではない何者か」に変えられる——そのことを四三条改憲で明示するか否かにかかわらず、である。

国会議員は「全国民の代表」として、また「全体の奉仕者」（一五条二項）として、すべての都道府県住民のために職務をはたさなくてはならない。しかし都道府県代表としての参院議員は、地元都道府県への配慮を優先する（べき）だろう。参院議員が国のバラマキ政治、あるいは、国の方針に対する財政誘導のための窓口化するおそれがある。

もはや「国の予算でダムを造つてくれる先生を選ぶ」という時代ではないはずである。

（6）内容的問題④ 統治制度（二院制・地方自治）の全般的書き換えになる

域代表化は、アメリカやドイツのよ

うな連邦制国家にある。だが連邦制をとらない国で上院を地域代表とすることは必ずしも普遍的ではない。論点取りまとめでは、四三条改憲もあげられていない。しかし最低一名制改憲にともない、「全国民の代

表」（四三条）は、「全国民の代表ではない何者か」に変えられる——そのことを四三条改憲で明示するか否かにかかわらず、である。

第一に、「対等な二院制」という体。第二に、都道府県に憲法上の位置づけが与えられる（九二条）ことによつて、国と地方の権限配分の変更が生じうる。これまでたびたび論じられてきた都道府県廃止型道州制の構想は、この改憲とともに自動的に挫折する。道州制論者は、そのことを認識できているのだろうか。

3. 小括—憲政史上最悪のゲリマンダリング

一名議員の県は小選挙区になる。小選挙区制は有権者の意思から乖離した国会を作る。このことは実証済みである。したがつて各県最低一名制は（合区だろうとなからうと）公正選挙の温床だから、それを憲法で正当化するべきではない。

権力者が党利党略で選挙区の線引

内容面のおわりに指摘したいの

きをすることを、ゲリマンダリングという。今回はそれを憲法レベルでする、憲政史上最悪のゲリマンダリ

ングである。

もしすべての都道府県から参議院議員を選出したいのなら、参議院議

員の定数を増やすことがかんがえられる。もちろんそのような立法政策は、改憲せずとも可能である。

ことも考えられ、また同じ合区でも島根では投票率が前回比で一・三一ポイント上昇している。

(注2) 判決Bでは、XYの矛盾よりZYの非矛盾が優先する。裁判所は立法府の判断を尊重し、法律はできるだけ違憲と判断しないように求められるからである。

(注3) たとえば「改憲論議より前に、現在の参院の課題を検証し、二院制の役割や位置付けをしつかりと問い合わせことだ。それなしに党利党略で選挙制度を見直しても事態は改善しまい。」(高知新聞二〇一七年九月二八日)、「地方を中心に入口減が深刻化する状況で、選挙制度の抜本改革が欠かせないことは言うまでもない。とはいっても、合区を解消するためには、憲法改正だけが優れた方策とは言えまい。党利党略や拙速は慎まなければならない。与野党を交えた議論の成熟を待つべきだらう。」(徳島新聞一七年一月二十四日)。

16年通常選挙時の有権者数で比較する投票価値の平等

合区しないばあいの有権者 神奈川との投票価値の較差	合区したばあいの有権者 神奈川との投票価値の較差
鳥取県 483, 895人 3. 91倍	
島根県 586, 162人 3. 23倍	1, 070, 057人 1. 77倍
徳島 651, 552人 2. 90倍	
高知 628, 348人 3. 01倍	1, 279, 900人 1. 48倍

図1 合区したばあい・しないばあいの投票価値の較差

(注1) 投票率の低さと落ち込みは、とくに徳島・高知でいちじるしい(それぞれ前回比でマイナス一・三二ポイント、四・三七ポイント)。毎日新聞(二〇一七年六月二九日)は「回答した六割超の市民が「合区はすべて解消すべきだ」と考えていることが分かった。また合区を「今(調査回答時)まで知らなかつた」人が八・六%、一八・三〇代の若年層では一五・六%に上り、合区制度への不安や認知度の低さが浮き彫りとなつた」と報じる。もつともこの現象は、選挙区割りが変更した直後に特有の

【筆者注】

（ながやま しげき／東海大学
法学部教授）

（つづく）

（注1）投票率の低さと落ち込みは、とくに徳島・高知でいちじるしい(それぞれ前回比でマイナス一・三二ポイント、四・三七ポイント)。毎日新聞(二〇一七年六月二九日)は「回答した六割超の市民が「合区はすべて解消すべきだ」と考えていることが分かった。また合区を「今(調査回答時)まで知らなかつた」人が八・六%、一八・三〇代の若年層では一五・六%に上り、合区制度への不安や認知度の低さが浮き彫りとなつた」と報じる。もつともこの現象は、選挙区割りが変更した直後に特有の



火山大国日本はすべて原発立地不適地

—広島高裁、伊方原発3号機運転禁止決定—

哲野イサク



運転禁止決定伝える河合弁護団長(伊方原発広島裁判事務局提供)

広島高等裁判所は、2017年12月13日、広島市と松山市の住民4人が申し立てた即時抗告審（野々上友道左陪席）において、四国電力に対

して一昨年8月に再稼働した伊方原発3号機（愛媛県伊方町）の原子炉運転禁止（18年9月30日まで）の仮処分命令を出した（以下、野々上決定。なお野々上裁判官はこの決定を出した直後の12月20日に定年退官している）。

日本の原発裁判において史上初めてとなる画期的な決定である。

A4版400頁にわたる決定文の構成は意外とシンプルである。

決定文では、実質的な主要争点は、①司法審査の在り方、②新規制基準の合理性に関する総論、③新規制基準に関する各論の3点と述べている。実は高裁決定は②も③も、全体としては四国電力の言い分を認め、私た

ちの言い分をほとんど却下している。

しかし、③の各論（論点となる各論争点は9項目）の中で「火山事象」については、新規制基準の合理性（火山影響評価ガイドの合理性）を基本的には認めつつ、その火山評価ガイド通りに審査していない、よって火山事象については原子力規制委員会の審査は不合理である、よって伊方原発は「立地不適地」であり、従つて伊方3号機に原子炉運転禁止を命令するという構成になっている。つまり「火山事象一点突破主義」で運転禁止命令を出した訳だ。

一体どういうことなのか？

現在の火山学では、日本に10箇ある巨大火山の噴火時期や噴火規模を合理的に予測することはできないとされる。「阿蘇カルデラ」（伊方原

発から約130キロ）もその一つ。そうすると火山評価ガイドによれば、過去最大の噴火、すなわち9万年前の阿蘇4噴火で火砕流が伊方原発に到達した可能性が十分小さいことを四国電力は疎明しなければならないが、四国電力はその疎明に失敗したと結論している。

また火山事象問題については、火山灰流の他に「火山灰濃度」の問題もあり、規制委の変更した「火山影響評価ガイド」に照らした時、四国電力の火山灰濃度対応は不合理だともしている。

つまり「火山事象」に関しては、住民側の訴えを全面的に認めたことになる。

日本に10個ある巨大火山を別としても、監視対象となっている火山は日本に100個以上ある。火山灰濃度に対する対応が不合理となれば、

日本に原発は作れない、日本中が「原発立地不適地」だといつてているのと同義であり、私はこれが「野々上決定」のメッセージだと考えている。

さて、前述野々上決定の争点①「司法審査の在り方」はどうなつたのであろうか？ 実はマスコミ報道では大きく取り上げられなかつたのであるが、①「司法審査の在り方」も重要争点である。ある意味では「司法審査の在り方」の方が「火山事象」よりも、野々上決定の核心かもしれない。

野々上決定では意味不明な「社会通念」などは採用していない。疎明責任を住民側ではなくて、全面的に事業者に負わせ、人格権侵害の「具体的危険性の不存在」は四国電力が疎明しなければならない、としている。それに成功しているか失敗しているかは、裁判所が判断するという構造になつていて。つまり野々上決定では「社会通念」の代わりに「裁判所の判断」を採用している訳だ。

そして四国電力は「具体的危険性の不存在」疎明に失敗した、と結論している。



阿蘇山から160km圏内にある原発

野々上決定は100km圏や100ミリシーベルト以下の「低線量被曝は生命、身体に直接的かつ重大な被害」を与えると強く示唆している。

要争点は「低線量被曝の危険」

その上で、原発立地不適地で伊方3号機が苛酷事故を起こせば、原発からの放射性物質によつて生命・身体に深刻な影響をもたらす、これは日本国憲法が、法体系上最高の価値として保障する「人格権」を侵害する、よつて原発を止めよ、という明快な判断となつていて。

その野々上決定の核心は決定文では次のように述べられている。

「抗告人ら住所地と本件原子炉施設との距離（広島市居住者につき約100km、松山市居住者につき約60km）に照らすと、抗告人らのうちの松

山市居住者1名は本件原子炉施設の地域に居住する者といえる」（第4当裁判所の判断）「1司法審査の在り方（争点1）」「（1）人格権に基づく差止請求の要件、主張立証責任」決定文178頁から179頁）

つまり野々上決定は、事故が起これば60km圏はおろか100km圏であつても原発から放出される放射性物質によつて「その生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける」としている。

60km圏や100km圏で100ミリシーベルト以上の高線量被曝を被ると考えるものはいない。

野々上決定は100ミリシーベルト以下の「低線量被曝は生命、身体に直接的かつ重大な被害」を与えると強く示唆している。

つまり野々上決定の隠れた重

安全性の欠如に起因して生ずる放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によつてその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける地域に居住する者にあたるといつてよく、他の抗告人ら3名（広島市居住者）についても上記放射性物質の放出によりその生命、身体に直接的かつ重大な被害の及ぶ蓋然性が想定できる

地域に居住する者といえる」（第4当裁判所の判断）「1司法審査の在り方（争点1）」「（1）人格権に基づく差止請求の要件、主張立証責任」決定文178頁から179頁）

つまり野々上決定は確かに歴史的決定はあるが、期限付き運転禁止という弱点を抱え、火山事象以外は電力会社側の言い分を認めているなどの不足な点もある。決して盤石な勝利ではない。これを盤石な勝利とするためには、これからまだまだ戦いは続く。

その意味では歴史的勝利ではあるが、これから戦いの第一歩を踏み出しだした重要な決定だと捉えている。（てつのいさく／伊方原発広島裁判…高裁抗告審抗告人・本案訴訟原告）

だ、ということになる。

「被爆地ヒロシマが被曝を拒否する」を合い言葉にして戦う私たちにとって、これこそが広島の裁判所から聞いたかつた言葉なのだ。

日本に原発は作れない、日本中が「原

立地不適地」だといつていているのと同義であり、私はこれが「野々上決定」のメッセージだと考えている。

日本に原発は作れない、日本中が「原

立地不適地」だといつているのと同義であり、私はこれが「野々上決定」のメッセージだと考えている。

日本に原発は作れない、日本中が「原

立地不適地」だといつているのと同義であり、私はこれが「野々上決定」のメッセージだと考えている。

日本に原発は作れない、日本中が「原

立地不適地」だといつているのと同義であり、私はこれが「野々上決定」のメッセージだと考えている。

相次ぐ米軍機事故に高まる沖縄県民のいらだち

—普天間基地の辺野古移設めぐり分裂する世論—

大堀二郎



普天間第二小に落下した米軍ヘリの窓

体育の授業が行われている小学校の校庭に、金属製の窓枠ごと窓が空から降ってくる。あり得ない事故が、沖縄で起きた。2016年12月に名護市の沿岸部で起きたオスプレイ事故以来、米軍機による事故・トラブル

ルの発生が止まらない。沖縄でいま何が起きているのか。

● 空から窓

2017年12月13日午前10時過ぎ、校庭では、4年生と2年生の児童たちが体育の授業を受けていた。米海兵隊普天間飛行場に隣接する宜野湾市立普天間第二小学校。4年生は鉄棒などがある西寄りの場所に集まり、2年生は東寄りのグラウンドにいた。その間の、校庭のど真ん中に、何かが落ちた。

学校内では、空から板状の物体が落ちてくるのを、教師や児童が目撃していた。「落ちてきた」「危ない」と悲鳴が飛んだ。落下場所は、最も近い児童からは10メートルほど。大きな音が響き、小石などが飛び散った。

落ちたのは、普天間飛行場所属の

大型輸送ヘリコプターCH53Eの窓。

80～90センチ四方の台形の金属枠ごと落下するという、考えられない事故。重さは7・7キロもあった。近くに設置された地元テレビ局の定点カメラが、偶然、窓が落ちる場面を撮影していた。3機のCH53Eが同時に編隊離陸し、学校周辺を通過した直後に、窓が回転しながら学校に落ちていく様子がはつきり映っていた。

● 抗議、謝罪、飛行再開 —繰り返される光景

事故が起きた12月13日は、くしくも名護市の海岸にオスプレイが墜ちた事故からちょうど1年の日。さ

クを与えた。

小学校には警察車両が集まり、多くの保護者たちも学校に駆けつけた。沖縄県もいち早く反応し、翁長雄志知事は事故発生から1時間半後の午前11時45分には学校に到着して現場を視察。「沖縄だけが危険な目に遭い、子どもたちや県民の生命、財産が脅かされている。差別的な安全保障のあり方を、政府と米軍にしつかり伝えないといけない」と憤りを露わにし、県は「沖縄県内にある全米軍機の飛行中止と緊急総点検」を米軍と日本政府に要請。翁長知事も翌14日に上京して菅義偉官房長官らと面会して抗議した。

沖縄の反発を察知して、日本政府や米軍も敏感に反応した。防衛省はその日のうちに米側にCH53Eの飛行停止を要請し、米軍も普天間のCH53E全機の点検に着手。事故の翌

日には県警の捜査員を基地内に入れ事故の経緯を説明するなど、従来の米軍には見られない異例の対応もあつた。

しかし、飛行停止したのはCH53Eだけで、オスプレイなどの他の機種はその後も飛び続けた。米軍は12月19日に「安全が確認された」としてCH53Eの飛行を再開。今後は「学校上空を最大限可能な限り飛ばない」と約束し、菅官房長官も、「防衛省が飛行再開のための措置がとられたと判断した」と述べた。

事故発生から6日後の19日に飛行再開、というスケジュールも、16年のオスプレイ事故の時と全く同じだつた。

●不信といらだち

事故が起きて、抗議して、安全宣言が出て、飛行再開。そしてまた事故が起きる。この繰り返しに、県民の「うんざり感」は頂点に達している。16年のオスプレイ事故後も、米軍機のトラブルは頻発してきた。17年1月にはうるま市・伊計島の農道に最新の攻撃ヘリAH1ヴァイパーが不時着し、5月には戦闘機F15が部品を落下させ、6月にはオスプレイ

が伊江島に緊急着陸。その同じ機体が8月に米軍岩国基地で白煙を吐き、同月29日に大分空港に緊急着陸した。また8月5日にはオーストラリアで演習中に普天間所属のオスプレイが着艦に失敗して墜落。3人が死亡した。

10月11日には、過半が返還され安倍政権の「沖縄の負担軽減策の成果」とされた米軍北部訓練場に近い東村高江の牧草地でCH53Eが不時着し、炎上。原型をとどめないと焼けた。

いずれの場合も、沖縄県や宜野湾市などは米軍機の安全性への不安を訴え、飛行停止などを求めて来た。

しかし、在沖米軍トップのニコルソン司令官は「我々は安全だと確信しない機体は飛ばさない」との声明を出し、飛行停止しても1週間前後で安全宣言を出して、日本政府もそれを追認するという同じ光景が、録画映像のようにずつと繰り返されている。

普天間第二小学校の保護者の中に、普天間一小と緑ヶ丘保育園の両方に子どもを通わせている人も少なくなかつた。自身が、それぞれの卒業生、卒園生という人もいた。「ここ

に住んだ自分が悪いのか」と自責を語る人、「ここは私たちの土地。普通に暮らしたいだけなのに」と憤る人。全員に共通していたのは、「どんなにが着艦に失敗して墜落。3人が死亡した。

として「どこに訴えればいいのか」という日本政府に対する不信感だ。こうした不信感は、政治的な立場を超えて沖縄中を覆っている。

●分裂する世論

ただ一方で、この米軍への不信感こそが、県内世論の分裂を加速させているように見える。

12月19日に宜野湾市役所前で抗議集会が開かれたが、市PTA連合会や市婦人連合会といった本来党派色のない団体は参加を見送った。背景には、保守系の佐喜眞淳市長への配慮があつただろうが、一番の理由は、宜野湾などの市民の間に「もう辺野古で仕方がない」という声が増えていることだという。

あまりに多い事件や事故、信用できない米軍とあてにならない日本政府。米軍基地は迷惑なだけの施設。こうした点は、県民のほぼ共通理解だ。ただ、2012年のオスプレイ

強行配備の際には保革関係なく怒っていた地元農協の有力者、老人会の幹部、自民系市議たちに5年ぶりに取材すると、彼らは「もう我慢の限界だ」と、一様に普天間飛行場の辺野古移設容認を語るようになつていった。

米軍はどうしようもない。コントロールできない。日本政府も頼りにならない。だからもう、先が見えない県外移設を待つより、ひとまず今の宜野湾よりは「まし」な辺野古に移すしかない。安倍政権はこうした雰囲気をよく把握しており、だから、事件・事故が起きた時はひたすら平身低頭に構えて、嵐が過ぎ去るのを待つ。「今のままではまずいのは誰の目にも明らか。県民の『辺野古に』という声は、今後放つておいても増える」と、ある政府関係者は言う。

今年1月には、伊計島と読谷村で立て続けに米軍ヘリが不時着した。「いつか墜ちる」という不安や、やり場のない県民のいらだちをも「辺野古推進」に利用している今の日本政府のあり方に、どれだけの人が気が付いているだろうか。（おおほり じろう／沖縄県在住、ジャーナリスト）

安倍9条改憲NO！ 3千万人署名へキックオフ

「九条の会・三原」が小森陽一さん講演会

川合 明

昨年12月2日、広島県三原市の中央公民館で、「九条の会・三原」主催の小森陽一さん（九条の会事務局長、東京大学大学院教授）講演会が開催された。演題は「9条に加憲？」いま自衛隊と向き合う時」で会場いっぱいの170名が参加。

小森さんは「安倍首相が言っている『憲法9条は変えない。自衛隊の存在を書き込むだけで、（従来と）何も変わらない』というのは大変なまやかし。いまや2016年3月に施行された安保法制（戦争法）を受けて、地球の裏側まで米軍と一緒に戦争に出かけることが可能になつた自衛隊の存在が前提にある。任務は専守防衛でも災害支援でもなく、『米軍指揮下での戦闘』だ。それが憲法に書き込まれて、公然と認められるということだ。9

条1項の『戦争放棄』や2項の『軍隊を持たない』ということとも吹き飛んでしまう」と、警鐘を乱打された。

講演内容は、本誌前号掲載の小森さんへのインタビュー記事と重なるところが多いので詳細は省くが、今後の取り組みとの関係で特に強調されたことは2点。

一つは、本誌前号掲載の小森さんへのインタビュー記事と重なるところが多いので詳細は省くが、今後の取り組みとの関係で特に強調されたことは2点。

一つは、本誌前号掲載の小森さんへのインタビュー記事と重なるところが多いので詳細は省くが、今後の取り組みとの関係で特に強調されたことは2点。

1点目は、「自衛隊」の3文字を憲法に書き加えることがどれほど危険なのかがまだ多くの国民に理解されていないことを認識した上で、早急に全国民との対話を大胆に推し進めることを今すぐには始めなければならない。その最大のツールが「安倍9条改憲NO！ 憲法を生かす全国統一署名」で、目標は3千万人。

この運動の広がりが、「改憲発議」にブレーキをかけ、もし発議されても国民投票で跳ね返すための大きな財産となること。2点目は、共同行動の更なる広がりを作り出すこと。先の衆院選での「改憲派8割超」という結果は、「希望の党（小池）による野党分断が効いている。しかし一方で野党の共闘」という取り組みの成果がギリギリの局面で立憲民主党の発足によって繋がり、その大躍進を圧倒的な市民の後押しで作り出したのは大きな成果だ。私たちも負けてはいけない。3千万署名運動と併せて、今回の衆院選で新たに選ばれた国会議員にも働きかけていくことで、内

区で市民と野党の共闘を実現しよう。九条の会の原点（9条を守る一点での結集）を踏まえて、こうした大運動に参画していくこと。

講演後、後援団体の「戦争をさせない三原市民行動」から、藤井彰・三原地区労働センター議長の力強い挨拶を頂いた。

ところで、小森さんが講演の中で再三訴えられていた3千万署名活動だが、広島県内では衆院選を挟んで少しもたついていた感が否めない。三原においても、この小森講演会が実質的なキックオフ集会だった。こうしたなか、「各地の取り組みの現状と智恵を持ち寄って、早期に準備とスタートを切ろう」という趣旨で、講演会に先立つて同日、主要に県東部地域（三原、尾道、福山、府中、三次、庄原）の関係者が一堂に会しての署名推進懇談会が開かれた。

「戦争法廃止2千万人署名」の時は県内50万筆の目標を掲げたが、今回の目標

は70万筆。生半可な取り組みでは実現が難しい数字だが、「街頭行動などと併せて、年明け早々には九条の会や労組、民主団体共同での市内数万戸へのチラシや署名用紙（返信封筒付き）のボスティングを計画」（三原）、「安保法案反対議員連盟などの取り組み（三次、庄原両市議会が2015年に安保法案反対の意見書を決議）に重ねて、地域の小さな集まり（お茶の会、趣味の会など）へ入つての相談・依頼などを準備」（三次・庄原）、「市内を細かく区割りしてのミニ学習会の開催」（福山）などの多彩な準備と取り組みを交換した。「戦争させない・9条壊すな！ヒロシマ総がかり行動実行委員会」からも事務局メンバーが駆けつけ、県全体での取り組み推進のための「ワーキング・グループ」の設置を含め、全体で共有できる内容」を準備しながら、早期に県西部地域での合同会議も開催し、アクセルを踏んでいくという報告もあつた。討議の中では、「周りにいる（いわゆる革新系・リベラル系）人たちだけでなく、保守層や公明党・創価学会関係者まで分け入つて、（憲法を軽視する）安倍首相のやろうとしている改憲には反対しよう」という動きをどうつくるのか！ということに尽きる（懇談会呼びかけ人）ということで、今後も近隣や県内の動きと連携しながら活動を進めていくことを確認した。

（かわいあきら／「九条の会」三原」事務局員）

『トランボ ハリウッドに最も嫌われた男』

ジェイ・ローチ監督

評者 鈴木右文

「トランボ ハリウッドに最も嫌われた男」（二〇一六）は、赤狩りに反対した映画脚本家のダルトン・トランボの抵抗を描く。

トランボと言えば今では「ローマの休日」「パピヨン」「スパルタカス」「ジョニーは戦場に行つた」などで有名な脚本家で、早くにトップクラスの脚本家となつたのだが、第二次大戦中に負傷兵を描く小説を表したために脅迫を受け、マークされる人物となる。

戦後の赤狩りの中で危うい立場になるところから映画が始まる。彼はアメリカ共産党員だつたが、一九四七年、米下院非米活動委員会に呼び出され、証言を拒否したため議会侮辱罪で実刑を食らう。このときに同様の運命をたどつたハリウッドの十人はハリウッド・テンと呼ばれる。

出所後は事実上ハリウッドを追放されて仕事がなくなり、B級映画の脚本で食いつなぐ。ジョン・ウェイ

ンを中心とする「アメリカの理想を守る映画連盟」から彼を雇うなどの圧力を受けたB級映画会社が同連盟を蹴散らす様子は興味深い。また彼は偽名や友人名でも脚本の仕事を続け、「ローマの休日」等で二回もアカデミー賞を実質的に取つていた。

その間の脅迫などの様子を映画は

たどる。彼は飄々として動じるとも動じないともなく、柔軟にすり抜けた。娯楽作としても面白い。

一九五〇年代までアカデミー賞にブラックリストの人物に対する条項があつたのも驚きだが、彼は実名復活後も活躍を続けた。「ローマの休日」が彼の脚本だつたとわかつたのは彼の死後で、改めてアカデミー賞授賞作品を元に映画を製作している。彼の声高ではないが柔軟にして結局届しない姿勢は気持ちいい。ハリウッドメジャーの傑作だ。

（すずき ゆうぶん／九州大学
言語文化研究院教員）

△編集後記

▼読者・支持者の皆さま、小誌『反戦情報』は、今号で1981年6月の創刊以来、400号を数えるになりました。

足掛け37年という長期にわたり発行が継続できたのも、ひとえに読者・支持者の皆さまの物心両面にわたり温かいご支援のおかげです。また、「ボランティア」にもかかわらず、

重要な論文や報道記事、エッセイや映画評などを快くお引き受けくださつた執筆者の皆さま方のご支援がなければ、一号たりとも発行は叶いませんでした。ここに改めて厚く御礼申し上げます。私ども編集部一同、

力の続く限り、今後とも微力を尽くして、反戦・平和の闘いに貢献していく決意です。今後とも、ご指導、ご鞭撻、ご援助のほど、宜しくお願ひいたします。

▼さて、今号のメインタイトルは「改憲が歴史的使命」と嘯く安倍政権と対決！」としました。

今年も宜しくお願いします。（N）

安倍晋三らが喧伝する「改憲の必要性」を、多くの人々が感じていないのですから、あとは人騙しのペテンを弄するしかありません。「憲法9条3項自衛隊明記加憲」論——「何も変りませんよ。自衛隊を憲法に位置づけるだけですよ」と彼らはいいます。「それなら、いじるな」（松尾貴史氏）というのが正論です。

今年も宜しくお願ひします。（N）

反戦情報編集部(代表:永田信男) 〒753-0212 山口市下小鰐2836-9 (T/F) 083-929-3674 山口連絡所 (T/F) 083-902-3030 広島連絡所 (T/F) 082-233-7322 福岡連絡所 郵便振替口座 01520-5-12786 加入者名 反戦情報 銀行口座 090-8995-8213(永田) 普通預金 加入者名 永田信男 E-mail:hansen-jp@crest.ocn.ne.jp

バックナンバー紹介

The image is a collage of 12 different issues of the newspaper '反戦情報' (Anti-War Information) from the year 2017. Each issue is represented by a small thumbnail image showing a different political figure or a scene from a protest. The issues are arranged in a grid-like pattern. The newspapers feature large, bold, black text for the main title and smaller text for subtitles and dates.